

広島県告示第千三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年十二月六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道足立東城線	庄原市東城町粟田字新屋谷二三〇一番地先から庄原市東城町粟田字宮ノ向二三三四番四地先まで	平成十九年十一月二十二日